

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）丸亀南部地区）計画を令和5年2月13日に変更した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において令和5年2月22日から同年3月14日まで縦覧に供する。

令和5年2月17日

香川県知事 池 田 豊 人